

目次

1. 早期発見から早期発達支援へ	
乳幼児健康診査等の充実	
健診従事者への研修の実施	1
乳幼児発達相談体制の強化	1
4・5歳児発達障がい相談	1
発達支援の充実	
発達障がい児専門療育	2
発達障がい基礎講座(親支援講座)	2
ソーシャルスキル講座(親支援講座)	2
ペアレント・トレーニング(親支援講座)	3
啓発DVDの配布	3
その他の取組み	3
教育・保育の充実(幼稚園・保育所等)	
幼稚園教諭・保育士等に対する研修等の実施	4
発達障がい児等特別支援教育相談事業	4
障がい児保育巡回指導講師派遣事業	4
保育所における発達支援プログラムの作成	5
その他の取組み	5
2. 学齢期の支援の充実	
特別支援教育の充実	
巡回相談体制の強化	6
発達障がいサポート事業	6
発達障がい研修支援事業	7
啓発資料の配布	7
発達支援の充実	
(1. 参照)	8
その他の取組み	8
自立支援の充実	
児童養護施設での発達障がい児自立支援事業	8
キャリア教育支援事業	9
その他の取組み	9

3. 成人期支援の充実		
自立支援の充実		
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による発達支援		10
就労支援の充実		
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による就労支援		10
発達障がい者就労支援コーディネーターの配置		11
その他の取組み		11
4. 家族に対する支援の充実		
ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施		12
ペアレント・メンター(ピア・カウンセリング)事業の実施		12
5. 地域の相談支援の充実		
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による相談支援等		13
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化		13
発達障害者支援マップ		13
6. 支援の引継ぎのための取組		
発達ノート		14
サポートブック		14
7. 市民への啓発		
「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」普及啓発活動		15
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化		16
その他の取組み		16

1. 早期発見から早期発達支援へ

乳幼児健康診査等の充実

各区保健福祉センターで実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談（フォローアップ健康診査）、4・5歳児発達障がい相談等の乳幼児健康診査事業等を通じて、発達障がいの可能性のある児童を早期に発見し、継続的な支援を行うとともに診断や専門的支援につなげる。

健診従事者への研修の実施

【事業概要】

保健師、心理相談員等の健診従事者が、発達障がいの特性や療育等の支援について理解し、発達障がいの気づきや支援が早期の効果的に実施されるよう研修を実施する。

【取組状況】

27年度

・発達障がいについての基礎知識や保育所等関係機関との連携についての知識を習得することを目的として、母子保健保健師研修会（基礎編）及び乳幼児健康診査従事者研修を実施。

【母子保健保健師研修会（基礎編）内容】
「発育発達の見方」「発達障がいの基礎知識」「発達障がい傾向のある子どもへの保育所での支援」「関係機関との連携」「子ども相談センターの役割」
【乳幼児健康診査従事者研修 内容】
「早期発見と支援」「各関係機関連携と区ペアトレの実際」

28年度予定

・引き続き基礎知識の研修に加え、母子保健保健師研修（応用編）を開催し、基礎知識を生かし発達障がい児をどのように地域で支えていくかなど、個人のみでなく地域に目を向けた内容の研修を実施予定。

【母子保健保健師研修会（応用編）予定内容】
「専門療育機関における発達障がい児と養育者への支援」「発達障がい児を地域で支えていくために」

乳幼児発達相談体制の強化

【事業概要】

各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を充実させる。

【取組状況】

27年度

・相談機会の拡充をはかりニーズに対応しやすくなった結果、平成25年度と比べて、4・5歳児発達障がい相談で419件から571件に、乳幼児健康診査及び発達相談では5573件から6030件に相談件数が増加している。家庭や保育所等に訪問するなど継続的な支援を行っている。

28年度予定

平成27年度に引き続き実施

4・5歳児発達障がい相談

【事業概要】

保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で発達障がいの疑いのある3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、問診（聞き取り）、行動観察を行い、助言や専門機関へ紹介するなど養育者への支援を行っている。

【取組状況】

27年度

新たな取り組み

・平成27年度より、対象者を「4歳児以降就学前までの幼児」から、「3歳児健康診査受診以降就学前まで」に変更し、早期発見に取り組んでいる。

・平成26年に、発達障がい早期発見のために1歳6か月健康診査質問票及び3歳児健康診査質問票の改定を行った。

実績

・実施回数282回 延相談件数571名

・年々、相談件数が増加している。

・相談契機として、養育者からの相談及び3歳児健康診査からのフォロー者の伸び率が大きい。

28年度予定

平成27年度に引き続き実施

発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童への療育や保護者への研修等を実施する。

発達障がい児専門療育

【事業概要】

広汎性発達障がい(自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む)の診断を受けた3歳(年少児)～小学3年生までの児童を対象に、児童への個別的・専門的な療育と保護者への研修を行い、親子通園により保護者が療育に参加しながら児童の特性を理解し、療育場面で身に付けたことを日常生活の場に広げ育見を行うことができるよう支援する。

実施期間：1年間〔専門療育20回・保護者研修10回〕

【取組状況】

27年度

- ・利用ニーズに対応するため、2機関80名を増設、6機関定員280名としたことにより、申込みから概ね1年後に療育開始が可能となった。
- ・療育の質の向上を図るため、6機関による「専門療育機関連絡会」初めて開催。
- ・専門療育の目的や内容を支援者が十分理解し、所属校園で応用され、また、発達障がいのある児童やその家族の課題に対し、支援者同士が同じ目線で支援できるよう、区、所属校園など関係機関による「個別支援会議」を開催(7回)。

28年度予定

- ・引き続き6機関定員280名の体制を継続するとともに、利用ニーズを見極めながら、必要な支援体制の確保に努める。
- ・「専門療育機関連絡会」を定期的開催し、課題の把握、困難事例や改善策の共有等を行い、更なる療育の質の向上を図る。
- ・引き続き、必要な児童に対し、関係機関による「個別支援会議」を開催し、適切な支援に努めていく。

発達障がい基礎講座(親支援講座)

【事業概要】

発達障がいのある児童の保護者を対象に、障がいの特性や支援方法についての講座を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・「自閉症スペクトラム講座(ASD)」「LD支援講座(LD)」「ADHDスポット講座(ADHD)」と障がい特性ごとにトータル16回実施、延べ383人が受講。
- ・LD講座では、課題別に講座を開催し、障がい特性の具体的な理解と対応の習得をめざした。(幼児期ことば/学齢期読み書き・話す聞く・計算)

28年度予定

- ・引き続き、「障がい特性別」「年齢・課題別」など、より具体的な障がい特性理解の促進・対応の習得を目指し、きめ細やかな講座を開催していく。

ソーシャルスキル講座(親支援講座)

【事業概要】

発達障がいのある児童の保護者を対象に、対人関係を円滑に進めるための具体的な行動を身につけるため、年齢や特性に応じた家庭での取り組み方についての講座を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・1クール3回の連続講座により、「特性理解」と「ロールプレイング」をあわせて実施。
- ・「幼児版」「小学低学年版」「小学高学年版」と年齢階層別での実施により、年齢に応じた課題と対応を具体的に学べるよう講座を展開、延べ233人が受講。

28年度予定

- ・引き続き、昨年同様の年齢階層別の実施とする。
- ・「小学高学年版」については、27年度に続き、定員を20名50名に拡大し、保護者に加え、支援者の参加を促すこととする。

ペアレント・トレーニング(親支援講座)

【事業概要】 発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び、身につけるプログラムを実施する。 (公開講座、連続講座、フォローアップ講座、実践報告)	
【取組状況】 27年度 ・公開講座は4回、うち1回は区と共催で実施。190人余りが受講。 ・連続講座については「幼児期」9クール、「学齢期」5クールに加え「思春期(中学生～18歳未満)」1クールを試行的に実施。 ・区役所版ペア・トレ連続講座は11区にてエルムおおさかと共催で実施。	28年度予定 ・公開講座については全て区との共催(4回)とし、より身近な地域で支援の方法の周知を図る。 ・連続講座は、「幼児期」6クール、「学齢期」4クール、引き続き「思春期(中学生～18歳未満)」を試行実施予定。 ・区役所版ペア・トレ連続講座はさらに5区で新たに実施、計16区にてエルムおおさかと共催で実施予定。

啓発DVDの配布

【事業概要】 広汎性発達障がいの特徴、医療機関・家庭等での支援例をまとめた「大阪市発達障がい児療育支援事業啓発DVD 広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～」を配付する。	
【取組状況】 27年度 ・申込によるDVDの配付を実施している。 ・エルムおおさかホームページにて「ダイジェスト版」の試聴を実施している。	28年度予定 ・引き続き、申込によるDVD配付やホームページ上での「ダイジェスト版」の試聴により、発達障がいの特徴や家庭での支援例などの周知を図る。 ・その他「啓発冊子」の紹介や様々な支援マニュアルの掲載にも引き続き取り組む。

その他の取組み

事業名称： 区役所での取組み	
【概要・取組状況 など】 28年度	
事業名称	事業概要
区役所庁舎を活用した子育て支援事業 (発達障がい児をもつ親によるグループカウンセリング) (福島区)	対応のノウハウが必要とされる発達障がい児を持つ保護者を対象とした、グループでのピアカウンセリング
乳幼児発達相談事業の強化・発達障がい児の養育者支援事業 (うちペアレントメンター事業分)(港区)	養育者同士が情報交換し、同じ経験を持つ養育者に気軽に相談できる場の提供を行う。
発達障がい児等子育て支援事業 (淀川区)	発達障がい児等を養育している保護者を対象としたピア・カウンセリング、座談会並びに親子で参加できる親子講座を開催し、子育ての負担感の軽減を図る。
発達に課題があるこどもへの支援の充実 (生野区)	発達に課題があるこどもへの支援のため、乳幼児や就学児の児童などを対象とした少人数単位のフォロー教室や講演会などを開催する。
子育てカウンセリング事業 (阿倍野区)	専門家によるカウンセリングや助言等による発達が気になる子どもの支援と保護者の仲間づくりの支援
子育て力アップ「キャッチ&フォロー」事業 (東住吉区)	発達障がい(疑い)等子育てのしづらさを持つ親子に対して、「親育てのプログラム」の実施と子育て、親育てが支援できるような「場」を構築し、早期に療育のアプローチを行うことにより、子育てのしづらさが解消でき、前向きな子育てができる両親を増やし、虐待に至る事例の減少をめざす。
親支援プログラム(ペアレントトレーニング) (平野区)	発達に障がいのある子どもや、発達が気になる子どもの親に対して、子どもの特性や行動を理解し、認知行動療法に基づく効果的な対応法を保護者に学んでもらうことにより、子育てのしづらさが解消でき、前向きに楽しく子育てができる保護者を増やし、結果的に児童虐待の防止をめざす。

教育・保育の充実(幼稚園・保育所・認定こども園等)

幼稚園・保育所・認定こども園等において、発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援が受けることができるよう、幼稚園教諭・保育士等の研修、幼稚園・保育所・認定こども園等の支援、支援手法の普及を実施する。

幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施

【事業概要】

幼稚園・保育所・認定こども園等の幼稚園教諭・保育士等が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや教育・保育場面における支援が早期に実施されるよう研修を実施する。

【取組状況】

27年度

【幼稚園教諭】

・特別支援教育コーディネーターを対象とした研修について、幼稚園を含めて実施している。

・市内の私立幼稚園の教員等及び保護者を対象に発達障がいに関する研修を計9回実施。

(テーマの一例) ・発達障がいについての理解
 ・特別支援(教員)ケース検討
 ・特別支援を要する園児の受入れ

【保育士】

市内の教育・保育施設等(公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所)職員を対象に、発達障がいに関する研修を実施

・障がい児保育研修会・・・1回 発達障がいと診断された当事者の話

・障がい児保育研究会・・・3回 総論・特性理解・グループワーク

28年度予定

【幼稚園教諭】

・幼稚園教員対象の研修は年に3回あり、そのうち2回はインクルーシブ教育推進担当の主催、1回は教育センター主催で実施している。

・引き続き、研修を実施

【保育士】

市内の教育・保育施設等(公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所)職員を対象に、発達障がいに関する研修を実施

<目標> 合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、仲間との関係を育む具体的な支援のあり方を学ぶ。

<方向性> 27年度の特性理解を踏まえた上で、共生保育の視点をねらいとする。

・障がい児保育研修会・・・1回 具体的な支援について
 ・障がい児保育研究会・・・4回 総論・個別指導計画の検証・公開保育の実施・まとめ

発達障がい児等特別支援教育相談事業

【事業概要】

市内在住か、市内の幼稚園・保育所・認定こども園等に通う発達障がい等のある児童とその保護者、関係機関等(幼稚園等)を対象に、日常生活でのさまざまな相談(コミュニケーションや行動面で気になること、困っていること)に対し、専門知識を有する臨床心理士による電話相談を実施する。

【取組状況】

27年度

・電話相談及び実地による観察、助言・指導を実施

・電話相談 51回/年

・実地による観察、助言等

相談園数: のべ283園

相談人数: のべ5,108人

28年度予定

・引き続き、電話相談及び実地による観察、助言・指導を実施

障がい児保育巡回指導講師派遣事業

【事業概要】

発達障がいを含む障がいのある児童に、保育の円滑な運営及び向上を図るために、巡回指導講師を保育所等に派遣する。

【取組状況】

27年度

・公立68か所、私立215か所(公民32か所・民183か所)に巡回指導を実施。

28年度予定

・引き続き、個別の支援や、関係機関へのつなぎ方への助言等、各施設のニーズに合わせた、巡回指導を行っていく。

保育所等における発達支援プログラムの作成

<p>【事業概要】</p> <p>発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」を作成し、幼稚園・保育所に配布するとともに、研修を実施する。</p>	
<p>【取組状況】</p> <p>27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「できた！わかった！たのしいよ！」「できた！わかった！たのしいよ！パート2」を「障がい児保育実践交流研修事業」の中で活用し、冊子の内容を実践的に学ぶ ・公立保育所所長研修、主任保育士研修にて、冊子の内容を研修 	<p>28年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「障がい児保育実践交流研修事業」の中で冊子を活用し、発達障がいの早期理解・早期支援について実践的に学んでいく。 ・引き続き、公立保育所主任保育士研修にて、冊子の内容を研修していく。

その他の取組み

<p>事業名称： 区役所での取組み</p>					
<p>【概要・取組状況 など】</p> <p>28年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障がい等子ども相談援助事業（西区）</td> <td>発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		事業名称	事業概要	発達障がい等子ども相談援助事業（西区）	発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。
事業名称	事業概要				
発達障がい等子ども相談援助事業（西区）	発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。				

2. 学齢期の支援の充実

特別支援教育の充実

学校において、発達障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める。

また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、学校園の支援、児童生徒への支援、教員の研修を進める。

巡回相談体制の強化

【事業概要】

発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び特別支援教育担当アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士）が学校園を訪問し、指導・助言を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・アドバイザー3名体制
臨床心理士、作業療法士、理学療法士
- ・「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の一層の推進に向け、小・中学校は通常学級・特別支援学級ともに対象。
- ・アドバイザーに新たに理学療法士を加え、体制を強化。
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用状況や校園内支援体制の状況等の相談を行う学校園巡回訪問の実施による全校園へ年間1回以上の訪問を実施。
- ・モデル研究実施校園の指定を、30校園から40校園へ増。

28年度予定

- ・アドバイザー4名体制
新たに言語聴覚士を採用
- ・巡回スタッフとして、アドバイザーを3名から4名に増員。特別支援教育全般に対応できる助言体制により、学校園のニーズに応じた巡回相談の実施。
- ・必要に応じてチームで巡回をし、総合的・多面的なアドバイスを行う。
- ・体制強化により、複数回の巡回相談を実施するとともに、各校園の特別支援教育の充実を図る。
- ・モデル研究実施校園43校を指定し、支援の強化。

ユニバーサルサポート事業（スクールアドバイザー）

【事業概要】

学校園に対する地域支援体制として、東住吉特別支援学校にユニバーサルサポートルームを設置し、地域支援担当の特別支援学校教員がスクールアドバイザーとして発達障がい等に関する相談や研修等を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・東住吉特別支援学校にユニバーサルサポートルームを設置
- ・毎週木曜日午前にミーティングを実施
- ・各校園への支援（巡回相談、発達検査の実施、研修会）
- ・スクールアドバイザーの地域支援...199校園のべ 397回
- ・特別支援学校の地域支援...のべ1515校園 のべ 1930回

28年度予定

- ・特別支援学校の府への移管に伴い、府において同様の事業で実施。

発達障がいサポート事業

【事業概要】

小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒の中で、行動面で特に支援の必要がある重度の児童生徒に対し、校外や課外における活動等について、適切な支援を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・独自実施23区、教育委員会と連携実施1区
- ・実施校数 小学校 234校/294校
中学校 48校/130校

28年度予定

- ・区長マネジメントとして各区で事業実施。
- ・教育委員会で各区の実施状況を集約し、情報共有を図る。

発達障がい研修支援事業

【事業概要】

教育センターに発達障がい研修支援員を配置し、発達障がいに関する研修を実施する。

・基礎講座：希望する学校園を対象に、発達障がいに関する基礎・基本的な内容について「出前研修」を実施し、発達障がいの理解を深めるとともに適切に支援・指導できる人材の育成を図る。

・専門講座：発達障がいに関する行動面・学習面の指導支援をはじめ、就労・キャリア教育等のより専門的な知識・技能を学び、地域の特別支援教育を推進していく中心的役割を担う人材の育成を図る。

【取組状況】

27年度

発達障がい基礎講座：54校（学校数）

発達障がい専門講座：49名（定員制）

28年度予定

発達障がい基礎講座：96校（学校数）

発達障がい専門講座：42名（定員制）

啓発資料の配付

【事業概要】

特別支援教育のためのヒント集「できた！わかった！」、「できた！わかった！」2や、「特別支援教育指導事例集（第15集）-発達障がい支援体制モデル研究実施校園研究報告集-」を学校園へ配布し、各校園での効果的な指導・支援に活用できるようにする。

DVD「通常学級で取り組むソーシャルスキルの指導」や、ユニバーサルデザイン化のための環境整備のためのリーフレット「特別支援教育の視点を取り入れた校内・教室内の環境づくり」を学校園に配布し、各校園での校内研修会や日常の指導等に活用できるようにする。

【取組状況】

27年度

・小中学校に対して、これまでの成果物の活用状況についてヒアリングを行うとともに、各種研修会で活用を促した。

・モデル研究実施校園の実践報告をホームページに掲載し、活用について周知した。

28年度予定

・平成27年度と同様の取り組みを実施。

発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童生徒への療育や保護者への研修等を実施する。

事業については、「1. 早期発見から早期発達支援へ 発達支援の充実」(2～3ページ)を参照。

その他の取組み

事業名称: 区役所での取組み

【概要・取組状況 など】

28年度

事業名称	事業概要
臨床心理士による福祉相談 (都島区)	子育て支援室に臨床心理士を配置し、小中学校と密に連携を図りながら、学齢期の発達障がい児を持つ家庭に継続的支援を実施する。また、発達障がいに対する理解を深めるため、保護者等への研修を行う。
発達障がい等こども相談援助事業 (西区)	発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。
不登校児などの相談支援事業 (不登校児などの居場所づくり事業) (阿倍野区)	学校になじめない、周りとのコミュニケーションがうまくいかない等の悩みを持つ子どもとその保護者の相談に対応し、子どもの社会参加の促進と保護者の負担軽減を図る
発達障がい教育支援事業(心理相談事業) (住吉区)	区内の市立・小中学校に在籍する発達の特性等が背景にあり、行動面や学習面で困難を有している児童について、心理の専門的な知識や経験を有する心理相談員が、学校からの相談に応じ助言やケースカンファレンスを通じて児童の成長発達を促進する(心理相談員2名)

自立支援の充実

発達障がいのある児童生徒が成人期に自立した生活を送ることができるよう、自立をするために必要なスキルの獲得の支援や就労の支援を実施する。

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業

【事業概要】

児童養護施設等に在籍する児童を対象に、発達障がい児自立支援専門員(臨床心理士等)が、児童が自立するために必要なソーシャルスキル等を獲得するための専門的支援を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・10施設、145名に対し、計1,093回の支援を実施
- ・施設間の意見交換、情報共有のため、心理担当職員の部会開催を支援(年4回)

28年度予定

- ・引き続き、児童養護施設等を対象に実施する。
- ・8月末に中間報告で進捗状況を確認し、年度終了時に実施内容を検証しその内容を次年度につなげていく。

キャリア教育支援事業(ユニバーサルサポート事業)(ジョブアドバイザー)

【事業概要】

大阪市キャリア教育支援センター(難波支援学校内)にジョブアドバイザーを3名配置し、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施する。

【取組状況】

27年度

- ・ジョブアドバイザー定例会の開催(1か月1回程度)
- ・進路及び就学に関する相談
- 生徒及び保護者への講話,学校訪問,学校見学会
- 高等学校生徒への就労相談,特別支援教育推進講座開催
- ・現場実習先の開拓及び現場実習中の巡回指導
- 企業開拓 209回実施

28年度予定

障がいのある生徒、保護者、学校、就職先、関係機関をコーディネート。教員に対して障がいのある生徒の就労に関する研修及び指導助言、保護者からの就労に関する相談、現場実習先や企業開拓を実施する。

その他の取組み

事業名称: 区役所での取組み

【概要・取組状況 など】

28年度

事業名称	事業概要
発達障がい等こども相談援助事業(西区)	発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。
不登校児などの相談支援事業 (不登校児などの居場所づくり事業)(阿倍野区)	学校になじめない、周りとのコミュニケーションがうまくいかない等の悩みを持つ子どもとその保護者の相談に対応し、子どもの社会参加の促進と保護者の負担軽減を図る
発達障がい教育支援事業(心理相談事業) (住吉区)	区内の市立・小中学校に在籍する発達の特性等が背景にあり、行動面や学習面で困難を有している児童について、心理の専門的な知識や経験を有する心理相談員が、学校からの相談に応じ助言やケースカンファレンスを通じて児童の成長発達を促進する(心理相談員2名)

3. 成人期の支援の充実

自立支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、自立するためのスキルの獲得の支援を実施する。

発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による発達支援

【事業概要】

発達障がいのある人を対象に、自己理解や感情のコントロールなど、生活スキルを高めるための発達支援を行う。

【取組状況】

27年度

・相談支援を通じて実施するグループワーク、「こころとからだのワークショップ」(1クール:連続6回:1~2回/M)における講座等により自己理解や感情のコントロールを実施。

詳細は資料1 1~5ページ参照

28年度予定

・引き続き、グループワークや「こころとからだのワークショップ」を実施。「感情のコントロール」や「自己理解」への気づきと日常生活での対応の工夫を知るきっかけとなることをめざす。

詳細は資料1 8ページ参照

就労支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた相談、情報提供や助言、関係機関・事業所とのコーディネート等を通じて就労支援を実施する。

発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による就労支援

【事業概要】

就労を希望する発達障がいのある人を対象に、関係機関と連携しながら就労に向けての情報提供や助言、職場に関する相談を実施する。

【取組状況】

27年度

・就労支援を主とした相談者数は159人で全体の16%。うち学齢期は8人で普通高校在学中の保護者からの相談が多い。相談できる機関の情報提供だけでなく、今後の就労や進路について、自分に合った仕事の見つけ方など、電話相談に加え面談や関係先との調整等により対応している。
・27年度から大学等に在学中の学生・学生支援者向け「就労準備支援事業」を開始した。

詳細は資料1 1~5ページ参照

28年度予定

・引き続き、地域の相談機関や就労訓練機関との連携を十分に図り、助言や支援の実施に加え、「就労を語ろう会」など「就労準備支援事業」も展開する。

詳細は資料1 12~16ページ参照

発達障がい者就業支援コーディネーターの配置

【事業概要】	
発達障がい者就業支援コーディネーター(2名)を障がい者就業・生活支援センターに配置し、必要な就業支援サービスを提供するとともに、必要な支援機関と結び付け、チームで就業等を支える体制を構築する。	
【取組状況】	28年度予定
27年度	
専修学校等への出前講座など、学生、学生支援者への就労準備支援を実施。 地域の関係機関や企業と連携した相談支援、働きつづけるための支援(職場定着・職場復帰)、各地域障がい者就業・生活支援センターへの後方支援、就業フェスタ等の開催による情報発信など、就労支援体制の強化にも取り組んでいる。	引き続き、学生支援者に対する発達障がいへの理解促進や、企業開拓、地域就業支援センターと連携等を図り、一人ひとりの発達障がいの特性に合ったきめ細やかな支援を実施する。

その他の取組み

事業名称： 発達障がい者就労支援の充実
【概要・取組状況 など】
各地域障がい者就業・生活支援センターにおいて、発達障がい者及び発達障がい傾向のある相談者からの就労にかかる相談に対し、きめ細かく対応できるよう、平成27年度より国承認のセンターを除く6地域の障がい者就業・生活支援センターの就労支援員を1名ずつ増員し支援を実施している。(2人体制 3人体制) 体制が強化されたことにより、企業と連携した職場実習や、関係機関による地域コミュニティーの体制作り、就職後の職場定着支援などに取り組んでいる。

4. 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の家族が、発達障がいについて理解し適切な支援を行うことができるよう、研修等を実施するとともに、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を行う活動を実施する。

ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施

【事業概要】

「1. 早期発見から早期発達支援へ」 発達支援の充実(2~3ページ) 参照

ペアレント・メンター(ピア・カウンセリング)事業の実施

【事業概要】

発達障がいのある児童の保護者を対象に、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を実施するとともに、地域の保護者同士の仲間づくりを支援する。

【取組状況】

27年度

・ペアレント・トレーニング実践報告会(年1回)全市版・区役所版の参加者の体験談報告(3名)

・区独自事業として発達障がいの子をもつ保護者へのピア・カウンセリングやペアレント・メンタ との座談会等を実施している区もあり。(福島区、港区、淀川区、阿倍野区)

28年度予定

27年度に引き続き実施

5. 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関・事業所が発達障がいを正しく理解し適切な支援を行うことができるよう、啓発・研修・機関支援を実施する。

発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による相談支援等

【事業概要】	
発達障がいのある人やそのご家族からの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し支援を行う。	
【取組状況】 27年度	28年度予定
相談等支援人数は1,013人。27年度も成人期6割、学齢期3割、乳幼児期1割の比率。主訴は診断や相談機関に関する情報提供が多いが、家庭での対応方法への助言や感情コントロールについてなど継続的な相談もあるがほとんどが電話相談によるものであった。 詳細は資料 1 1～5ページ参照	相談支援で多い情報提供内容については、口頭だけでなく、ホームページ情報も活用しながら解りやすく伝えるよう情報発信についても工夫していく。

発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化

【事業概要】	
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関事業所等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施する。	
【取組状況】 27年度	28年度予定
・集合研修、機関コンサルテーション、成人支援講座等の支援者講座を延べ約700回、延べ約3,800名が受講。 ・ペアレント・トレーニング、基礎講座、ソーシャルスキル講座等の親支援講座を延べ80回、延べ約1,200名が受講。 詳細は、資料1 17ページを参照。	・昨年度と同様・同程度の講座を実施予定。 ・受講者アンケート等を踏まえニーズ把握に努め、ニーズに合った取組みを実施していく。 詳細は、資料1 33ページを参照。

発達障がい者支援マップ

【事業概要】	
発達障がいのある人やそのご家族が、年齢や相談内容に応じた相談機関を探せるようまとめたホームページを公開しています。	
【取組状況】 27年度	28年度予定
年齢や、相談内容に応じた相談機関や支援機関を知ることができるようまとめたものをホームページで公開中。 http://www.elmosaka.org/old/index.files/support.htm	必要な情報を正確に知ることができるよう、支援マップの改訂について検討していく。

6. 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、支援者(機関)が代わっても、適切な支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、その特性や支援についての情報を引き継ぐ取組を実施する。

発達ノート

【事業概要】

発達障がいのある人が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、ご本人やご家族が特性や支援経過を記載し、相談機関に行くときや初めて接するときに提示するノートを配布する。

【取組状況】

27年度

発行部数:299部 / 累計1,058 (H22.1 ~)
(参考:H26 188部)

【周知の機会】

エルムおおさか利用者
乳幼児健康診査・発達相談等の後送医療機関
専門療育利用対象者(保護者研修会等)

28年度予定

27年度に引き続き実施。

サポートブック

【事業概要】

発達障がいのある幼児が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、保護者が子供の特性や日常生活での配慮点を記載し、就学する小学校や支援学校、支援者(機関)等に提示する。

【取組状況】

27年度

就学相談では、子どもの特性に関するアセスメントを実施し、必要な支援についての助言を行っている。その中でサポートブックの活用に関する説明を行い、ニーズのある保護者に対して作成支援を行っている。
保護者の中には、園や療育機関・事業所等で、すでにサポートブックを作成中の場合も多く、サポートブックの作成・活用が広まってきている。

28年度予定

昨年度に引き続き、就学相談の中でニーズに応じて、サポートブックの作成支援に対応していく。

7. 市民への啓発

発達障がいのある人が、地域で安心して生活することができるように、発達障がいに対する正しい理解と支援について、普及啓発活動を実施する。

「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」普及啓発活動

【事業概要】	
市民に発達障がいに対する正しい理解を深めていただくため、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)を中心に、大阪府・関係団体・民間企業と連携し、広報、大阪城天守閣・通天閣のブルーライトアップなど、普及啓発事業を実施する。	
【取組状況】	
27年度	28年度
・「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」にあわせて、市ホームページ及び広報紙による広報並びに各区役所、地下鉄主要駅、市立小・中・高等学校、市立幼稚園、公民保育所等でのポスター掲示やリーフレットの配付を実施。	・「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」にあわせて、市ホームページ及び広報紙による広報並びに各区役所、地下鉄主要駅、市立小・中・高等学校、市立幼稚園、公民保育所等でのポスター掲示やリーフレットの配付を実施。
・「世界自閉症啓発デー」(4月2日)に、大阪自閉症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣・通天閣のブルーライトアップを実施。	・「世界自閉症啓発デー」(4月2日)に、大阪自閉症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣・通天閣、新たに天保山大観覧車のブルーライトアップを実施。
	・大阪サッカークラブ株式会社(セレッソ大阪)のご協力により、セレッソ大阪のホームページにより「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」の広報活動を実施。また、発達障害啓発週間中の4月3日、キンチョウスタジアムでのホームゲームにおいて、入場者へのリーフレットの配付や試合開始前に大型スクリーンを使った啓発メッセージの放映を行った。



発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化

【事業概要】

「5.地域の相談支援の充実」(13ページ)の同項参照。

その他の取組み

事業名称: 区役所での取組み

【概要・取組状況 など】

28年度

事業名称	事業概要
地域で見守る子育て応援事業(大正区)	地域を核とした子育て支援の充実を図るため、主任児童委員等への啓発を通じて児童虐待の予防及び早期発見、地域での見守りなど必要な支援ができるよう情報発信を行なう。
発達障がい者への理解のための区民学習会(平野区)	発達障がいの正しい理解促進を図るため「区民学習会」を開催する。